

施設管理者 各位

福岡市福祉局障がい在宅福祉課長
福岡市こども未来局障がい児事業所指導課長

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の届出について（通知）

福祉・介護職員等処遇改善加算について、令和8年4月又は5月から算定する場合は、令和8年6月以降の算定分と併せて、下記のとおり処遇改善計画書（以下、計画書という。）を提出していただきますようお願いいたします。

計画書の提出にあたっては、別紙「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(令和8年3月31日付障障発0331第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知及びこども家庭庁支援局障害児支援課長)の内容をご確認の上、本加算の取り扱いにつき誤りのないようご注意をお願いいたします。

記

1 提出期限

令和8年4月15日（水）

※ 本提出期限以後に計画書を提出する場合は、福岡市HPを参照して下さい。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/sevice/hukusikaigosyokuintohehenosyogukaizemnituite.html>

2 提出書類

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（令和8年度）【様式2】

※ 「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の提出は不要です。

※ 様式については、福岡市ホームページからダウンロードできます。

※ 計画書の記載内容が異なるため、必ず令和8年度の様式でご提出ください。

3 留意事項

(1) 処遇改善加算の算定要件として、賃金改善額が加算による算定額に相当する必要があるため、処遇改善加算による算定額は必ず全額を賃金改善に充ててください。（国保連から「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」が事業所に送付されていますので、そちらを確認してください。）

賃金改善額が加算による算定額を下回る場合は、要件を満たしていないことになり、返還を求める場合があります。

(2) 令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）についても、6月から本加算を算定される場合は、本提出期限までに提出してください。

4 提出について

(1) 提出先

担当部署	対象事業者	提出先 URL
福祉局 障がい在宅福祉課	障がい福祉サービス等を行う事業者	https://55f28760.form.kintoneapp.com/public/000b3e945a3197267188563f0b71cefa336c5c8c1ce7bbb3397468e99093a54d
	障がい福祉サービス等と障がい児支援事業との両方を行う事業者	
こども未来局 障がい児事業所 指導課	障がい児支援事業のみを行う事業者	https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/26city-shogai-shogu-kids-mail

(2) 提出ファイル名

【(法人名) 処遇改善計画書 (障がい)】

※必ず Excel 形式のまま提出してください。

(3) 注意事項

- ・提出後、登録のメールアドレスに提出完了メールが届きますので、ご確認ください。
- ・今回の届出に係る受付等業務は民間企業へ委託にて実施します。
- ・電子提出のみとしており、書類郵送・持ち込みでの提出は原則できません。
- ・問い合わせについては、専用ホームページのお問い合わせフォームにて受け付けます。
- ・計画書提出後にメールアドレスが変更になった場合は、専用ホームページのお問い合わせフォームからお知らせください。

5 参考 (厚生労働省通知)

- (1) 「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和8年度分)